

栃木市空き店舗活用促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する栃木市空き店舗活用促進事業補助金（以下「補助金」という。）については、栃木市補助金等交付規則（平成22年栃木市規則第56号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き店舗 市長が別に定める区域（以下「補助対象区域」という。）に存する3月以上営業目的に使用されていない店舗をいう。
- (2) 新規開業者 市内において過去1年間、店舗経営の経験がない者であって、新たに補助対象区域内に店舗を開業しようとするものをいう。
- (3) 中小企業者 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第2条第1項第2号の2から第6号までに該当する者をいう。ただし、同項第3号に定める者のうち中小小売商業振興法施行令（昭和48年政令第286号）第1条の表1の項及び2の項に定める者を除く。

(交付の目的)

第3条 この補助金は、空き店舗を活用した店舗を開業しようとする者に対し、空き店舗活用に必要な経費の一部を補助することにより、本市経済の活性化を図ることを目的とする。

(交付の対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次

の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 新規開業者又は中小企業者で、新たに空き店舗を活用して小売業、飲食業又はサービス業（事務所、風俗業、飲酒業及び遊戯業を除く。）を営むもの
- (2) 法人格を有するまちづくり団体又は営利を目的としない団体（10人以上で構成する団体に限る。）で、新たに空き店舗を活用して地域における課題の解決に寄与すると認められる事業を行うもの

2 補助対象者は、次に掲げる要件を具備していなければならない。

- (1) 店舗を自ら使用して事業を行うこと。
- (2) 次に掲げる事項に同意すること。

ア 市、商工会議所等が実施する事業に賛同又は協力すること。

イ 栃木市歴史的町並み景観形成要綱（平成22年栃木市告示第100号）その他の関係法令を遵守すること。

- (3) 市税を滞納していないこと。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、店舗の開業前に実施する空き店舗の改装に要する経費（厨房設備等の特殊設備、冷暖房設備及び建造物自体の構造を強化するものを除く。）とする。

（補助額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）又は150万円のうちいずれか少ない額とする。

2 補助金の交付は、1交付対象者につき1回限りとする。

（交付の申請）

第 7 条 規則第 4 条の規定により、補助金等交付申請書に添える書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第 1 号）
 - (2) 収支予算書（別記様式第 2 号）
 - (3) 市税の完納証明書
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- （軽微な変更）

第 8 条 規則第 8 条における軽微な変更とは、事業費又は事業量の 20 パーセント未満の変更をいう。

（補助金の請求）

第 9 条 規則第 9 条の規定により、補助金等交付請求書に添える書類は、次のとおりとする。

- (1) 交付決定通知書の写し
- (2) 見積書及びその明細書の写し
- (3) 領収書の写し
- (4) 改装の前後が分かる写真（カラーのものに限る。）

（実績報告）

第 10 条 この補助金については、規則第 10 条ただし書の規定により、補助事業等実績報告書の提出を省略するものとする。

（補則）

第 11 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和４年４月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の栃木市空き店舗活用促進事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後になされる申請に係る補助金について適用し、同日前になされた申請に係る補助金については、なお従前の例による。